

# 働き方改革関連法説明会 開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が第 196 国会で平成 30 年 6 月 29 日に成立し、同年 7 月 6 日に公布されました。

この法律は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等を改正するもので、平成 31 年 4 月 1 日以降順次施行されます。

主な改正内容としては、

- ① 時間外労働の上限規制の導入
- ② 中小企業における月 60 時間超えの割増賃金の見直し
- ③ 年次有給休暇の付与を企業に義務付け
- ④ 勤務間インターバル制度の普及促進等
- ⑤ 産業医・産業保健機能の強化
- ⑥ 労働者健康確保のための労働時間状況把握の実効性の確保
- ⑦ 正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の禁止

(同一労働同一賃金ガイドライン案)

などがあげられます。

これらの改正は、今後の労務関係事務や労務管理等に大きく影響することが見込まれることから、その具体的対応方法等に関する情報を収集しておくことが重要です。

そのため下記のとおり、改正法が施行される平成 31 年 4 月 1 日を控えて、改正内容にかかる詳細な通達等が出揃うと思われる時期に、関係行政機関のご協力をいただいて標記の説明会を開催することといたしました。

年度末を控えたご多忙の時期ではありますが、万障繰り合わせのうえご参加いただきますようご案内いたします。資料等準備のため、ご参加いただく方は別紙「参加申込書」により平成 31 年 3 月 1 日（金）までに東部支部あてお知らせ願います。

なお、併せて鳥取税務署の「消費税の軽減税率制度について」に関する説明時間を③として設けさせていただきました。

## 記

1 日 時 平成 31 年 3 月 6 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分

2 場 所 鳥取県労働基準協会会館 2 階（鳥取市若葉台南 1-17）

3 内 容

① 労働基準法・労働安全衛生法関係など（13 時 30 分から 14 時 50 分）

（講師：鳥取労働基準監督署 担当職員）

②パートタイム労働法・労働者派遣法関係など（14時50分から16時10分）

（講師：鳥取労働局担当職員）

③消費税の軽減税率制度について（16時10分から16時30分）

（講師：鳥取税務署担当職員）

4 参加費 無料

5 申込方法 別紙参加申込書を当協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17）へ郵送又はFAX（0857-52-5061）によりご提出ください。

6 申込期限 平成31年3月1日（金）

#### 7 その他

① 参加申込をいただいた方への受付連絡をいたしておりませんので、当協会から特別の連絡がない限り、当日説明会開始時刻までに、直接会場にお越し下さい。

② 参加申込み後に取消しされる場合はあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。

③ 説明会に参加される方は、当会館の駐車場「P」をご利用ください。なお、駐車場が満車の場合に限り、右図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。



# 働き方改革関連法説明会 参加申込書

FAX 0857-52-5061

平成31年3月6日 開催

受講者氏名	役職名	備考

受講者数 (                      名)

上記のとおり申し込みます。

平成31年    月            日

郵便番号 (                      )

所在地

事業場

名 称

Ⓜ

(TEL                                      )

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿  
(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)

申込書送信 FAX 番号 0857-52-5061